

「各種規定改定」のお知らせ

1. 対象となる規定

- ・キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定
- ・お取引総合レポートサービス規定
- ・電話約定サービス規定

2. 主な改定内容

外貨預金ステートメントの発行および郵送廃止に伴い、各種規定に記載の「外貨預金ステートメント方式」を「外貨預金無通帳方式」に名称を改定および付随する規定内容を変更します。

3. 改定日

2022年1月4日

キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定

旧	新
<p>18【規定の適用】 この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATM定期解約サービスの取扱対象となる定期預金等の各規定、振込規定、SMBCダイレクト規定、SMBCポイントバック規定、自動継続期日指定定期預金規定、通帳発行形態に関する特約、パーソナル外貨定期預金規定、一般外貨定期預金規定、外貨自動積立サービス規定、外貨当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨預金ステートメント方式に関する特約、外貨預金共通規定、期日指定定期預金規定、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定、自動つみたて定期預金規定（3年指定定期方式）、自動つみたて定期預金規定（自由金利型2年定期預金（M型）方式、自動とりまとめ定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期」規定、自動継続自由金利型定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期」規定、自由金利型定期預金規定、中長期外貨定期預金規定、その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。 なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。</p>	<p>18【規定の適用】 この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATM定期解約サービスの取扱対象となる定期預金等の各規定、振込規定、SMBCダイレクト規定、SMBCポイントバック規定、自動継続期日指定定期預金規定、通帳発行形態に関する特約、パーソナル外貨定期預金規定、一般外貨定期預金規定、外貨自動積立サービス規定、外貨当座勘定規定、外貨普通預金規定、外貨預金無通帳方式に関する特約、外貨預金共通規定、期日指定定期預金規定、公共債保護預り兼振替決済口座管理規定、自動つみたて定期預金規定（3年指定定期方式）、自動つみたて定期預金規定（自由金利型2年定期預金（M型）方式、自動とりまとめ定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期」規定、自動継続自由金利型定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）「スーパー定期」規定、自由金利型定期預金規定、中長期外貨定期預金規定、その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。 なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。</p>

電話約定サービス規定

旧	新
<p>(4) 前記 1. (2) ⑦により新たに開設する定期預金口座または積立型預金口座については、通帳を発行するものとします。また、前記 1. (2) ⑧により新たに開設する外貨普通預金口座またはパーソナル外貨定期預金口座については、通帳もしくは証書を発行することに代えて、ステートメント(取引明細書)を発行するものとします。</p>	<p>(4) 前記 1. (2) ⑦により新たに開設する定期預金口座または積立型預金口座については、通帳を発行するものとします。また、前記 1. (2) ⑧により新たに開設する外貨普通預金口座またはパーソナル外貨定期預金口座については、通帳および証書を発行せず、無通帳方式とするものとします。</p>

お取引総合レポートサービス規定

旧	新
<p>1【お取引総合レポートサービス】 (3)本サービス申込以前に本店との外貨預金の取引においてステートメント方式を選択している場合は、外貨預金ステートメント(お取引明細書)に代えて本レポートを発行するものとします。</p>	<p>—</p>
<p>3【本人確認口座の届出】 (2)本サービスの対象となる外貨預金取引について、本サービス申込以前に外貨預金ステートメント方式を選択している場合は、当該外貨預金ステートメント方式における本人確認口座を、本サービスにおける本人確認口座に指定するものとします。</p>	<p>—</p>
<p>9【通帳等による取引への変更】 (1)本サービスが解約されたときは、当行は通帳または証書（または外貨預金ステートメント）を発行するものとします。 (2)本サービスが解約され、外貨預金について外貨預金ステートメント方式による取引に変更するときは、新たに外貨預金ステートメントにおける本人確認口座を届出するものとします。</p>	<p>9【通帳等による取引への変更】 (1)本サービスが解約されたときは、当行は通帳または証書を発行するものとします。 (2) —</p>